

ひっこし
引越マニュアル

〈へやを かりるときの ながれ〉

がいこくじん
〔外国人〕

きぼう へやの じょうけん を いう
希望する へやの 条件を 言う

き い へやが あったら、
へやを み い
気に入った へやが あったら、
へやを 見に行く

へやを みて、けいやく を したいとき、
もうしこみしょ
申込書に きにゆうする

けいやく すす
契約に進む

もうしこみきん
※申込金を はらう
ときも ある。

にゆうきよ
カギをもらい、入居 する

ふどうさんてん ひと
〔不動産店の人〕

がいこくじん きぼう
外国人の 希望にあった
へやの しりょう を み
へやの 資料を 見せる

しら
調べる

れんたいほしょうにん
※連帯保証人
ぎょうせい ほしょうせいど
※行政の保証制度
ほしょうかいしゃ
※保証会社

き
決まる

けいやく たいせつ せつめい
契約の 大切なことを 説明する

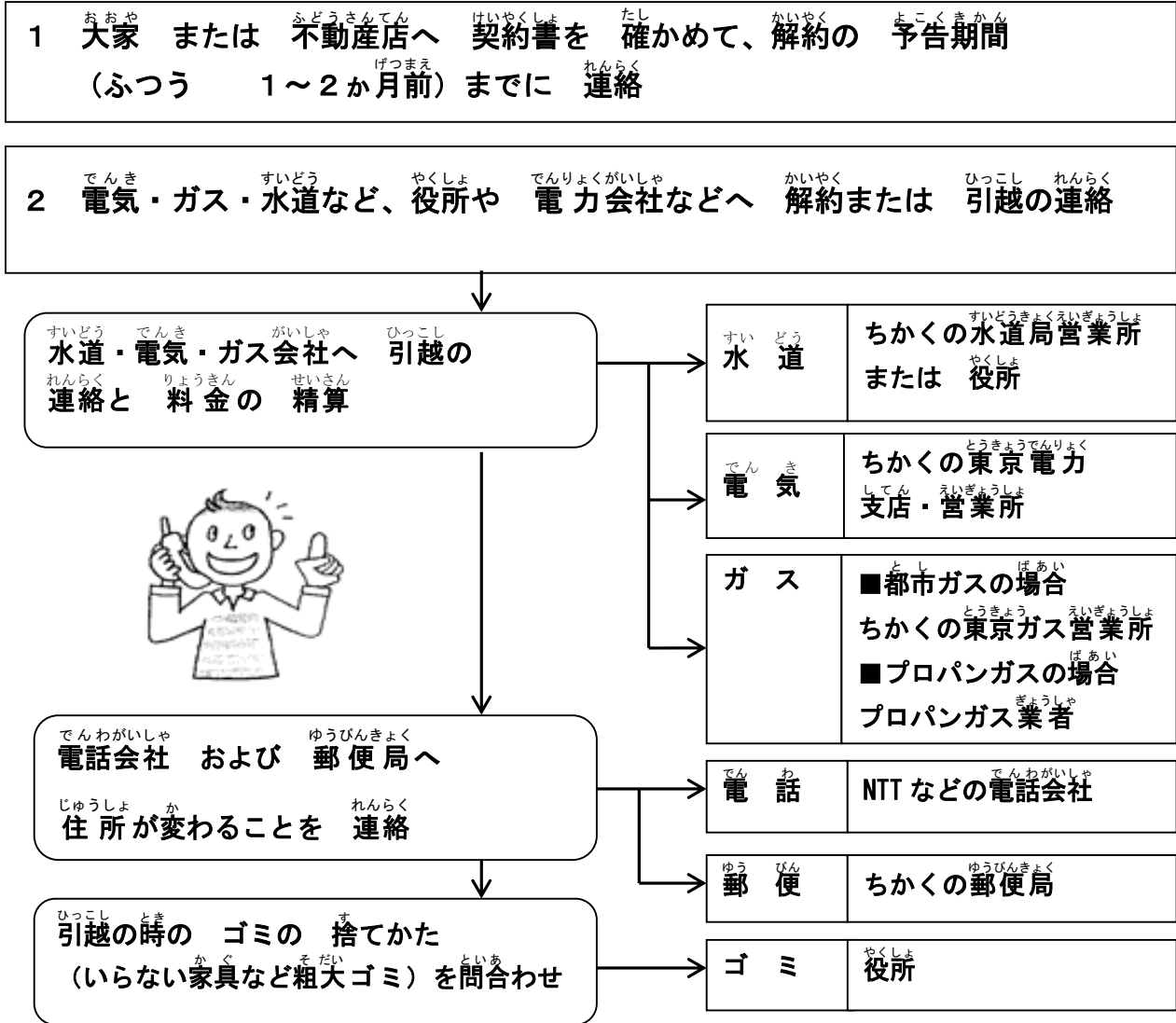
しききん れいきん・ふどうさんてんすうりょう・そんがいほけんりょう やちん
敷金・礼金・不動産手数料・損害保険料・家賃など
ひつような お金を はらい、契約を する

ちゅうい にほん ふどうさんてん も ひと じゅうたく
注意：日本では、不動産店が 持っていて 人にかす 住宅も ありますが、
おほ こじん も じゅうたく ふどうさんてん か ひと
多くは 個人が 持っている 住宅です。不動産店は、貸したい人と
か ひと あいだ はな
借りたい人の 間にはいて、話しを まとめてくれます。

住宅の引越ルール

引越をする時は、役所や電力会社などいろいろな所へ連絡しなくてはなりません。

[引越の前]



[引越の時]

1 にもつの運び出し・部屋の掃除

すべてのにもつを運び出し、へやをきれいにそうじする。粗大ゴミは残さない。

2 ●へやの確認
●カギをかえす
●敷金の精算など

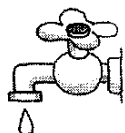
必ず 大家または 不動産店が立ち会い、契約書に書いてあるとおりにへやをもとにもどす。ルールに従う。

◆引越したら、14日以内に役所の窓口で住所変更の手続きをする。

◆連絡先メモ



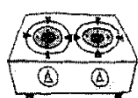
不動産店または 家主 (大家)	会社名 氏名 電話 ()
--------------------	---------------------



水道 (または)	水道局 市(区)役所 電話 ()	営業所 課
-------------	-------------------------	----------



電気	東京電力 電話 ()	支店 (営業所)
----	----------------	----------



ガス	東京ガス LPG店 () 電話 ()	支店 (営業所)
----	----------------------------	----------



電話	NTT 他の電話会社 () 電話 ()	支店 (営業所)
----	--------------------------------	----------



郵便	郵便局 電話 ()	
----	---------------	--



ゴミ	市(区)町・村 電話 ()	課 (営業所)
----	-------------------	---------

* 担当する 支店や 営業所、または 電話番号などが 入居した時と
 変わって いることが ありますので、注意して ください。

特定非営利活動法人
 かながわ外国人
 すまいサポートセンター

電話 045 (228) 1752
 〒231-8458
 横浜市中区常磐町1-7 横浜YMCA2階
 E-Mail: sumai.sc@sumasen.com



へやを 借りる ときの ことば

不動産店 → 不動産をうったりかったり、交換、または貸し借りなどの間にはいって話をまとめたり、賃貸借契約を間にはいってしてくれるお店。

家賃 → 住宅をかりるお金。毎月はらう。月の途中からかりるときは日割りで計算。

共益費(管理費) → 階段や廊下などの共用部の電気料金など。家賃とはべつに払う。

駐車料 → 家賃とはべつに、自分の車をおく場所のお金。毎月はらう。

敷金 → 家賃が払えなくなったときや、引越しのときに修理をする費用のため、契約のときに大家に預けるお金。引越しのときに修理費用などを引いて返してもらえる。家賃の1~3カ月分くらい。

礼金 → 契約のときに、大家にはらうお金。家賃の1~2ヶ月分。いらぬときもある。返してもらえない。

仲介手数料 → 不動産店に手数料としてはらうお金。家賃の1ヶ月分以内まで。

損害保険料 → 契約するときに家具や生活用品など損害の保険にはいる必要があるときにはらう。

更新料 → 契約期間は、ふつう2年間。つづけて借りるためには、契約を更新する。そのとき、大家にはらうお金。いらぬときもある。

保証人 → ○連帯保証人 → 家賃を払えなくなったときやへやを修理するお金をはらえないとき、連帯保証人がひつようです。一定以上の収入がある人。

○行政の保証制度

・川崎市内でへやを希望する人は、川崎市居住支援制度を利用できる。

(利用資格あり) 川崎市まちづくり局市街地開発部住宅整備課 または、川崎市住宅供給公社、かながわ外国人すまいサポートセンターに連絡してください。

○民間保証会社 → 連帯保証人の代わりに保証してくれる会社。利用する場合は、お金がかかり、緊急連絡先がひつようです。内容は不動産店に聞いてください。

普通賃貸借契約 → ふつうの契約。はっきりとした理由がなければ大家は契約の更新を拒否できない。契約期間がおわるときに契約内容で定められている更新方法で更新手続きをする。

定期借家契約 → 契約期間がおわると、延長されないで、契約がおわる。普通契約か、定期契約か、契約内容をしっかりと確認してください。

管理会社 → 入居中の相談や設備の故障などの相談を受けつけてくれる会社。